

議案第125号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）11月17日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例

宝塚市特別会計条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第16号を次のように改める。

(16) 宝塚市営霊園事業費特別会計

宝塚市営霊園事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宝塚市特別会計条例の規定による宝塚すみれ墓苑事業費特別会計に係る平成29年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。